

船舶事故等調査報告書

平成24年8月30日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012門第7号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成23年11月20日 08時30分ごろ	
発生場所	大分県津久見市津久見港 津久見港西防波堤西灯台から真方位322° 1,400m付近 (概位 北緯33° 05.3′ 東経131° 51.3′)	
事故等調査の経過	平成24年3月21日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	貨物船 第十大 ^{だいえい} 栄丸、498トン	
船舶番号、船舶所有者等	134194、大栄汽船株式会社	
乗組員等に関する情報	船長、五級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	プロペラ翼に曲損及び欠損	
事故等の経過	本船は、船長ほか4人が乗り組み、津久見港の企業棧橋で砕石約1,800tを積載し、船首約4.0m、船尾約5.1mの喫水となって離棧作業中、風浪による船体の上下動が生じ、平成23年11月20日08時30分ごろ棧橋をわずかに離れたところで推進器に衝撃を受けた。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 3 海象：潮汐 上げ潮の初期	
その他の事項	海図によれば、本事故発生場所付近には、水深5m等深線が存在する。 船長は、棧橋付近の水深に余裕がないことを知っていたが、これまでに幾度となく同じ棧橋に離着棧した経験があり、乗り揚げることはないと思っていた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり 本船は、津久見港の棧橋で離棧作業中、風浪によって船体の上下動が生じたことから、プロペラ翼が棧橋付近の浅所に接触したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、津久見港の棧橋で離棧作業中、風浪によって船体の上下動が生じたため、プロペラ翼が棧橋付近の浅所に接触したことにより発生したものと考えられる。	
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・積載状況と潮汐や波浪の状況を勘案し、余裕水深を確保して離着棧作業を行うこと。	